

「中国的民主」の挑戦 (1)

— 「普遍的価値」をめぐって —

但 見 亮*

はじめに

- I 「中国的民主」概要
- II 文章の構造と特徴
- III 「中国式民主」の挑戦

はじめに

2008年11月23日、アメリカ（以下「美国」）のロックバンド Guns N' Roses の待望のニューアルバム“Chinese Democracy”が発売された。すると早くもその翌日、人民日報系の環球時報が、これは美国による悪意に満ちた中国攻撃であり、「民主主義を利用して世界を支配しようとする西側の陰謀である」とするなど、中国の各方面から激しい批判が浴びせられ、同アルバムは今も（事実上）発禁となっている¹⁾。

墮落や享樂の権化として、欧米の decent な方々も眉を顰める同バンドが、西側を代表して民主主義の陰謀を遂行している、という論理は、荒唐無稽を超えて面白くすら感じられるが、何事であれ中国に対する誹謗・中傷（と考えること）が生じるや、国を挙げてこれを痛罵する、というのはいつものことで、多くの人にとって見慣れた光景であった。だが、まさかその10年ほど後に、“Chinese Democracy”（中国的民主）²⁾こそ真に素晴らしい（美国式民主よりずっと良い）と、外ならぬ中国政府（共産党）が世界に向けて声高に宣言するとは、誰も思わ

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第21巻第2号 2022年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学法学研究科教授

1) 何らかの処分が明確に示されるわけではない（少なくとも表面化しない）。

なかっただろう。

本稿は、2021年12月に、国務院そして外交部により続けざまに公布された中国・美国・香港の「民主」に係る文書（及びそれぞれ同時に出版された英語版）の内容を詳細に検討し、その目的と意義について考察するものである。

現在中国のニュースは巷に溢れ、この件についても少なからぬ報道・記事があり、様々な論評が見られている。とは言え、それらの多くは文書の概要や状況を紹介するだけで、内容の詳細や（そこで論じられる）「民主」の中身に踏み込んだ考察を行うものではない。少なくとも、中英版を照らし合わせて文章の内容を精査したものは、管見の限り見つからなかった。

このような点に鑑み、本稿では上記各文書の詳細な検討を通じて、「民主」についての中国政府（共産党）の考え方を明らかにするとともに、従来の主張やスタンスと比較しつつ関連状況の検討を行うことで、各文書の出された背景と目的、そしてその先に見据えるものについて考えることとした。本号では、まずこれらの先頭を切って出された「中国的民主」について、以下検討を行う³⁾。

I 「中国的民主」概要

2021年12月4日（中国では憲法の日）に、国務院新聞弁公室から出された「中国的民主」と題する文書は、全5章（序と結を除く）22,000字弱（コラムを

2) 後述のように、本稿が検討する文書の見出しは「中国的民主」で、それ自体中立的な装いであるが、その内容は徹底的な自画自賛で、さらにその主旨は「ある国」「少数の国」より良い、というところにある。そこで、本稿は特に第3章で、(世界のモデルとしての)「中国式民主」を論ずることとした。実際に「中国式民主」という言い方はしばしば見られる。例えば2021年11月12日の党外人士座談会における習近平講話 http://www.gwytb.gov.cn/zt/djzt/dsxxjy/zyjs/202111/t20211112_12390575.htm など（本稿のURLはいずれも2022年5月5日最終確認）。

3) 以下本号で検討の中心となる文書（「中国的民主」）を本文書、中国共産党を単に党とすることがある。また「民主」と表記する場合、それは本文書または中国のいう「民主」を指す（但し、中国ではDemocracyの訳語も「民主」であり、その境界は曖昧である）。また特に次章で「 」をつけた文ないし概念等は、基本的に本文書の原語版（一部は英語版）の日本語訳であり、原語をそのまま用いる場合はそれを示した（原語は簡体字であるが本稿では日本の漢字を用いている）。なお本論文中の訳責はいずれも但見にある。

除く) となっている⁴⁾。中国政府はこれまで「民主」に限らず、「人権」や「自治」など、自らの国家運営・社会状況に関する様々な白書を出しているが、それらが概ね1万字台(または1万字足らず)で収まっているので、白書としては長めと言えるだろう⁵⁾。なお同時に出版された英語版の表題は“China: Democracy That Works”、章節構造は同じで13,000 wordsほどである⁶⁾。

内容を見ると、まず冒頭に序(原語は「前言」)が置かれ、「民主は全人類の共通の価値であり、中国共産党と中国人民が始終たゆまず堅持してきた重要な理念である」との言葉で始められる。そして「今年は中国共産党成立100周年である」と続き、「100年来、党は人民民主の旗を高く掲げ」、その「指導」(原語「領導」)により「中国人民は真に国家、社会そして自らの主人となった」とする。このように、本文書は國務院(新聞弁公室)が公布しているが、文書内の主語は徹底的に「党」である。

次に、「中国の民主は人民民主であり、人民が家の主(原語は「人民当家作主」)であることが、中国民主の本質であり核心である」として、民主の内容に言及する。ただその内容は「100年来」のうちわずか9年、すなわち「党の十八大以来」(2012年末の習近平指導部発足以来)に集中し、しかも2019年末に習近平が提唱した「全過程人民民主」こそ、「過程民主と成果民主、手続民主と実質民主、直接民主と間接民主、人民民主と国家意思の統一を実現した」もので、「全てをカバーする最も広汎、最も真実、最も有用な社会主義民主である」⁷⁾とされている。

序ではさらに、「民主は歴史的、具体的、発展的」であり、「その国の人民の実

4) 字数(語数)はワード(またはPDF)の文字数カウント機能による(以下同)。本文書には(画像の)コラムが併せて11本あり、いずれも概ね200字を超えている(少し長いものもある)ので、それを加えると概ね25000字程度になると思われる。なお、中国語を日本語に翻訳すると1.5倍から2倍程度の字数になる、というイメージである。

5) 概ね前世紀の白書が比較的短く、近時は長めのものが増えている(但し「中国の人権状況」(1991年)は3万字超など例外もある)。

6) 後述のように、英語版と中国語版には若干の(時に重要な)違いが見られる。以下見出し等の訳出は基本的に中国語(原語)版に沿いつつ、必要に応じて英語版を使用した(その場合はその旨を示した)。

7) 「全てのリンク、全ての方位」など、マイクロ・マクロそして範囲や部位などを漏らさずカバーする、という意識が顕著である(なお「広汎」は中国語の表記法に倣った)。

実践的探索と叡智による創造」なのだから、「民主の道は同じではなく、民主の形態はそれぞれ異なる」とする。これは一見多様性を尊重する多元主義ないし相対主義のようであるが、その直後に「一国の政治制度が民主的で有効なものかどうかを評価する」ための「民主的で有効な政治制度」のメルクマール⁸⁾が提示されており、

- ① 指導者層の法に則った秩序ある「更替」⁹⁾
- ② 「全体人民」による国家・社会・経済・文化事務の「管理」
- ③ 「人民大衆」の「利益要求」のスムーズな「表達」¹⁰⁾
- ④ 社会各方面の「国家政治生活」への「参与」¹¹⁾
- ⑤ 政策決定の「科学化・民主化」
- ⑥ 「国家の指導・管理体系」に入るための「公平競争」
- ⑦ 「執政党」の「憲法・法律規定」への「依照」¹²⁾
- ⑧ 「権力の運用」への「有効な制約と監督」

というものが、本文書の言わば民主有効政治基準、ということになる（下線は筆者による。以下同）。

同様に、「民主は飾りではなく……人民の問題を解決する」ものであり、「一国の民主」は何より「人民が真に家の主」かどうかにかかっている、として、その判断基準が示されており、

- ① 投票権よりも、広汎な「参与権」
- ② 選挙中の口約束よりも、選挙後の「実現」
- ③ 規定上の手続や規則よりも、その「真正」な「執行」
- ④ 権力運行ルールの「民主」よりも、権力への「真正」な「人民の監督と制約」

8) 原文では「ある国家の政治制度が民主的で有効であるかどうか」として、各基準がそれぞれ「～かどうか」という文体で記述され、番号は付されていない（次の基準も同）。

9) 原語。中国に「政権交代」はないので、単に日中の用語法の違いとも言えない。

10) 原語。英語版では express とされているが、表現だけでなく伝達も含意されている。

11) 原語。同様に participate とされるが、積極的な参加よりもむしろ携わる・与るニュアンスが強く、その意味で「参与」の語が適している。

12) 原語。in accordance with と訳されるが、「遵循」等に比べて法の位置づけは若干低い。

というものが、言わば人民当家作主基準、ということになる¹³⁾。

これら二つの基準は、いずれも「ある国が民主かどうか」を測るものであり、民主一般についての普遍的な価値基準、ということになる。この基準に対応して、「人民」による「管理」、「参与」、「監督」、法に「依照」した「執行」、そしてこれらを通じた「人民」の「利益」の「実現」等々が、本文書全体を通じて論じられるのである。

最後に、民主の評価は「その国家の人民」¹⁴⁾によるべきだとして、「少数者があれこれ指図する」ことを厳しく批判した上で、「民主は多様で世界は多彩」であって、「世界文明の百花の園で、中国の民主は華麗に花開く」のであり、以て「人類の政治文明の発展と進歩に叡智と力量の貢献をする」として序が閉じられている。

1 「中国共産党の指導する全過程人民民主」

以下、各章の内容について簡単に紹介する（章節の見出し及び号数は原文のそれと対応している）¹⁵⁾。

第1章は「全過程人民民主」の内容紹介であり、2300字ほどの文章中で13回もこの言葉が連呼される。その様相を大まかに見ると、まず歴史の話から説き起こし、「5000年余りの歴史の大河の中で……民本思想が形成され……民主が……たゆまず追求されてきた」とする。但し「封建専制下で、広大な労働人民は始終圧迫され搾取される最下層」にあり、「近代以後」も「民族正に滅びんとし、人民の民主など語りようもなかった」とするように、その根底にあるのは（マルクス主義的）唯物史観である。そのため当然、「ロシア十月革命の勝利」と「五四運動の爆発」そして「マルクス主義の伝播」が「中国人民の偉大な覚醒を促し」、「民主に深い思考と新しい認識をもたらした」とされることになる。

13) これら2つの基準はいずれも習近平講話に基づくもので、それぞれ「八個能否」、「四個要看、四個更要看」と称される。

14) 後述のように国際社会では、少数の国家ではなく全体の「主権国家」が、互譲と尊重の精神に基づき公平に評価を行うべきものとされている。

15) 本論文のⅠの1以下が原文の各章（原文では漢数字のみ）に、2以降の(1)以下が各節（原文では（ ）内に漢数字）に、それぞれ対応している。

これは中国共産党の正史に沿ったナラティブであるが、特に「民主」を主題とする本文書では、「新民主主義」¹⁶⁾から「社会主義革命・建設」そして「改革开放・社会主義現代化」まで、各「時期」の「民主」に触れた上で、これまで一貫して「党が人民を指導して、移ろうことなく強固に……人民民主の偉大な飛躍」を遂げてきたとして、その歴史的成就が高らかに謳われることになる¹⁷⁾。

この雄大な（悠久の）歴史は、しかしごく簡単に触れられるだけで、内容の大部分は「党の十八大以来」の「新時代」にあてられる。その記述は、「新しい歴史の方位」「新しい変化」「新しい要求と新しい期待」など「新」づくめであるが、「全過程人民民主に対する党の指導を一層強化する」として、「民族独立、人民解放」への「たゆまぬ奮闘」を鼓舞する内容からは、むしろ革命期への復古という印象を受ける。

この「全過程人民民主」に対しては、「偉大な創造」「理論的刷新」等々の賛美がちりばめられ、これこそが「全人類の共通価値を体現するものであり、人類の政治文明を豊かに発展させるための中国の叡智でありプランである」とされている。

ではそれが何かと言うと、「党が人民を率いて長期に渡り奮闘した歴史ロジック・理論ロジック・実践ロジックの必然的結果」だとか「中国特色社会主義政治制度の優越性」だとか、観念的な御託ばかりで明確な定義は見られないが、「民主選挙、民主協商、民主政策決定、民主管理、民主監督」が繰り返され、これらが第3章で個別に論じられているので、具体的な中身はともかく、「全過程人民民主」構成要素のリストは示されている（後述）。

なお、見出しが（正直に）示すように、内容の重点は「民主」よりも「党の指導」に置かれており、コロナも貧困も「党が人民を団結させそれを率いて」解決したのであり、（習近平を核心とする）党が「全局を総攬し……指導核心の役割を発揮する」ことが「全過程人民民主の根本保証」なのだから、「党と国家の指

16) 建国前後の一時期に提唱されたもの。所謂「民主党派」とりわけ「民族資本家」等「党外分子」を国家運営に参画させることを正当化する論理で、当然社会主義化の進行により終焉した。

17) 毛沢東期の一部の「誤り」については共産党自身が正式に認めたものもあるが（第2歴史決議など）、本文書にはそういうネガティブな内容は全く見られない。

導権を、マルクス主義に忠実で、党に忠実で、人民に忠実な者の手の中に確保しなければならない」、ということになる。

2 「科学的で効果的な制度配置」

第2章は、見出しを見る限り民主の話なのかよくわからないが、文頭から「人民当家作主」（人民が家の主）が連呼され、その後に「国家ガバナンス体系」が詳しく紹介されている。それによれば、「全過程人民民主の完全な制度手続」により「党の主張、国家意思、人民の願いの統一が有効に保証される」、すなわち「科学的で効果的な制度配置」が「民主」を保障する、ということだが、内容は憲法や組織法等の規定の読み上げ、または（かつ）従前の「民主」白書の焼き直しばかりで、あまり新鮮味はない。

(1) 「人民民主独裁¹⁸⁾という国体」

第1節は体制自体について論じている。予想通りというべきか、「国家の根本性質の体現」「民主と独裁の有機的統一」云々、抽象的な理念・理想が連ねられており、具体的な内容はよくわからないが、「民主と独裁は矛盾せず、いずれも人民が家の主であることを保証するためである」とか「ごく少数を打倒するのは大多数を保護するためであり、独裁を行うのは民主を実現するためである」とか、そのレトリックはお馴染みである。

(2) 「人民代表大会制度という政体」¹⁹⁾

人民代表大会（以下「人代」）制度は憲法上も「民主」の要とされ、本節でも当然「人民当家作主」が連呼される。もちろん「党の指導、人民が家の主である

18) 原語は「人民民主專政」。人民民主主義独裁と訳されることが多いが、ここでは中国の用語法に従い「主義」を取った（「独裁」については毛沢東自身その呼び方（原語）をよしとしている）。また「国体」（原語）は英語版で Governing System とされている。なお、本章各説の見出しは、The Governing System of the People's Democratic Dictatorship のように、英語版ではいずれも名詞的である（以下訳出はそれによる）が、中国語版では「～を実行する」「～を堅持し完全に」「強固にし発展させる」等々、いずれも一文のような形になっており、印象だけでなく含意も異なることに留意されたい。

19) 「政体」は原語。英語版では Governing Structure とされている。

こと、法に依る国の統治」の「有機的結合」という枠組みにおいて、であるが。

内容はまたしても称賛の嵐であり、「人民代表は……法に従い真摯にその職責を尽くし……人民大衆の願いとその声は真に届き伝えられる」など、キラキラし過ぎて目が眩むほどである。ただこの理想の実現方法はと言うと、結局また憲法・組織法など規定内容の羅列であり、要するに（全）「人民」の代表が「最高国家権力機関」とされているのだから、「人民が国家権力を掌握し行使することが保証されている」と言っているだけである。

そして本節の最終段落で述べられるように、それはやはり「国家及び社会に対する党の指導を通じて、党と国家の権威を守り、全党全国の団結統一を守る」ものであり、「党が人民を指導して有効に国家を治めるための重要な制度保障」なのである。

(3) 「党の指導する多党合作及び政治協商制度」²⁰⁾

上述のように、本文書（政府の白書）の主語は中国共産党であり、それはしばしば単に「党」と記述されている。もちろん中国で「党」と言うとき、共産党以外を想起する者などはいないが、実は建国の経緯の中で、公式に認められた「民主党派」（原語）が8つある²¹⁾。

これらは競争者ではなく「共産党と……長期共存、相互監督、肝胆相照らし、榮辱を共にする」ものであり、「共産党の指導する多党合作と政治協商」という「鮮明な中国特色と顕著な優勢を有する新型の政党制度である」とされている。

共産党に認められたものだけが、共産党（とその指導者）を徹底的に擁護するための「政党制度」²²⁾というのは、確かに「中国特色」と言えそうだが、いずれにせよ、「中国には反対党はなくまた野党もない。中国は一党独裁ではないが、多党競争でもないし政権交代もない」のであり、共産党が「指導」と「執政」、

20) 「合作」は原語。協力を意味する（英訳はCooperation）。

21) 名称は様々だが、農工民主党など「～党」と称するものもある。

22) 中国民主同盟章程3条「習近平同志を核心とする中共中央の指導を強固に擁護し、中国共産党の執政地位を擁護し……」など、各「民主党派」は概ね2017年頃の改正により、その最高規範である「章程」に、党だけでなく習近平を「維護」することを固く誓う文言を置いている。

「民主党派」が「合作」と「参政」を担当する、という役割は固定され、そこに競争や対立は存在しない。

この「合作」は「民主党派」だけでなく「無党派人士」²³⁾にも及び、その互働的關係が広く「協商」と呼ばれている。とりわけ人代と並び国家の「两会」の一つとされる「人民政治協商會議」は、各レベルに置かれ、「各党派団体、各民族各界人士が党の主張を受け入れ、かつ……党の方針政策を宣伝する」「プラットフォーム」となっている。

なお、この「政治協商制度」は、「最も広大な人民と全国各民族各界の根本利益を代表・実現」することにより、「党派利益、階級利益、地域または集団の利益により社会が引き裂かれる」ような「旧式政党制度の弊害を有効に回避する」ものとして、高い位置づけを受けているように見えるが、その「役割」は結局、「政治の参議に積極的に参加し、提言・献策を行う」ことに留まり、実質的な「権力」²⁴⁾は皆無である。

(4) 「広汎な愛国統一戦線」²⁵⁾

共産主義の世界革命に連なる「統一戦線」(工作)²⁶⁾という用語は何とも物騒な響きで、これと「民主」を結びつけるのは困難に思えるが、敢えて言えば、党外諸要素と共産党の「団結・大連合」を「強固にし、かつ発展させる」という点で「人民民主の実践」、ということになるのかもしれない。

ただこれはあくまで(党の)「工作」であり、「民主党派」「無党派人士」「党外

23) これは単に無党派層という意味ではなく、共産党にも「民主党派」にも属さないが一定の影響のある各社会階層の総称であり、一定の人民代表を輩出する Constituency として(共産党に)正式に認められる人々(またはその代表)を意味する。

24) 中国で国家機関等の権限を指す用語は「権力」である。日本語の「権限」と重なることも多いが、(国家機関等の)意思や行為の「限」と見るか(日本)、またはその「力」と見るか(中国)、という発想(思想)の違いとその効果は甚大である。

25) 英語版の見出しに対応。中国語版は「最も広汎な愛国統一戦線をより強固にしかつ発展させる」であり、いわば動的・意欲的で少々大仰である。

26) 「工作」は「業務」と訳されることが多いが、英語で United Front Work とされるように、本来革命や政権奪取にむけた「工作」を意味し、単に業務という語感ではない。なお、上述のように本節には「工作」が頻出するが、英語版ではこれを work とせず efforts と訳しているのが興味深い。

知識分子」「民族」「宗教」「非公有制経済」「新型階層」そして「香港・マカオ・台湾」「海外」そして「華僑」等の「工作」対象につき、「党が人心を凝集させ、力量を結集するための重要な法宝」²⁷⁾と位置づけられている。

ではその内容は何か、というと、「一切の団結できる力量を団結する」といった反復的表現が繰り返されるだけで、具体的な「工作」が何かは述べられていない²⁸⁾。とりあえず、「政治協商会議は……愛国統一戦線の組織である」とされるように、これらの党外要素を「凝集」させる場（の一つ）は政治協商会議であり、この場を通じて、「非中共黨員」は「中国共産党の指導を擁護し」「ともに力を合わせて中華民族の偉大な復興を実現する」ものとされている。

(5) 「民族区域自治制度」

「中国は統一的多民族国家である」との言葉で始まる本節は、600字ほどの文章の中で7回も「統一」が繰り返される。また最初の一文は「党の民族政策の方針と趣旨」であり、第2段落は「中央の統一指導に服する。」で締められるように、そこには「民主」どころか「民族自治」すら感じられない。

とはいえ、この論理は中国の「民主」が伝統的に「民族」の存亡のカギとして語られてきたことと親和的であり、(少数民族もその「ザクロの一粒」であるところの)「中華民族の美しい未来を共に創造し、中華民族の偉大と栄光を共に享受する」という「制度枠組みの下で、中華民族が大団結すること」、すなわち「中華民族共同体」こそが「民主」の成就であり、「完全に中国の国情と実際に叶う」、ということになる。

27) 「法宝」は元々毛沢東が言ったもので、英語圏では magic weapon などと訳されるようだが、本文書の英語版では遠慮気味に important structure と表現されている。

28) 昨今海外で「統一戦線工作」への警戒が高まっている (Anne-Marie Brady の以下論文 https://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/media/documents/article/magic_weapons.pdf など)。そこに現れた「工作」は、華僑や留学生など中国との関係を有する要素の指導・監督と教化(脅迫)、メディア等を通じたイメージ演出と情報操作による影響力の拡大、そして外国の政府または財界(の要人)との関係構築を通じた望ましい関係・政策への誘導等々、様々な形での infiltration と control、という様相を呈している。

(6) 「基層大衆自治制度」²⁹⁾

本節は「基層大衆自治」すなわち「村民自治制度、居民自治制度、労働者代表大会制度」をその内容とするもので、最終節になってようやく「民主」らしいものが出てきた、との感がある。

内容も、村民委員会などの「民主選挙」、多様な参加による「民主協商」、公共・公益に係る「民主政策決定」、自治規約などを通じた「民主管理」、そして民衆自身による「民主監督」が充実した「活力に満ち効率的」な「自治」により、人々が「民主権利を直接行使し、自己管理、自己サービス、自己教育、自己監督」を行う等々、自己統治をアピールする姿勢が目立つ。また「基層大衆自治」に「企業・事業単位労働者の法による民主的権利の行使」が含まれる点は、社会主義的または中国特色的と言えるだろう。

但し、村民・居民委員会にはそれに対応する党組織（村党支部など）があり、企業代表者大会の「業務機構」とされる「労組（原語は「工会」）委員会」は事実上党の下部組織であって、本文書でも、これら「大衆自治」は「基層党組織の指導と指示の下」にあることが、重ねて述べられている。

3 「具体的・現実的な実践」

本章では「全過程人民民主」の各種「実践」が一つ一つ紹介される。上述のようにこれは2019年末から提唱される概念なので、それが歴史的伝統のように語られることには多少違和感が残るが³⁰⁾、いずれにせよ実践において「人民の願いが体现され、人民の声が聴き届けられ」、「国家の大事」から「百姓³¹⁾の瑣事」まで、いずれも全力が傾けられてきた、ということが主眼である。

29) 英語版の見出しは The System of Community-Level Self-Governance であり、市民の協同・自治のニュアンスが感じられるが、原語の「基層」は中央集権的階梯構造の最下層（党の構造における Party-Cell）の意味合いが強く、語感はかなり異なる。

30) 第1章に「全過程人民民主は党が近代以来人民を団結させ……奮闘してきた必然的結果」とされており、そのロジックでは「100年来」ということになる。

31) 万民の意。

(1) 「民主選挙」

「家の主」として人民はその「意思を代表する者を選出する」ことができるだけでなく、「国家機構選挙、村（居）民委員会選挙、企業・事業単位労働者代表大会選挙等」はいずれも「平等で……選挙権・被選挙権が十分保障され……一票の価値は等しく」、「真実で、金銭の支配を受けず」、「発展的で……絶えず刷新され豊富になる」とされている。

その具体的内容として、国家機構、基層（村など）そして企業労働者代表の選挙が論じられるが、やはり規定の羅列に過ぎず、「全過程人民民主の発展」と言われてももう一つピンとこない。とりわけ、選挙法改正により一票の格差が解消して「平等選挙が実現した」と誇らしげに語られるが、それ自体「新時代」より前であり、何より2010年に至るまで「主人」であるはずの「人民」の間に法律上の格差を設けていたことは³²⁾、「国情」や「発展段階」で済ませて良い話だろうか。

なお、本節末尾で郷級（行政末端）直接選挙の投票率が9割ほどとされている。その数字自体を信用するとしても³³⁾、選挙の現状に鑑みると、これが民主の発露なのかどうか疑問が残る（後述）。

(2) 「民主協商」

中国に「独特の……民主形式」とされる「民主協商」も、「中華民族の長期に渡る……優秀な政治文化に源を発する」ものであるが、やはり「党が人民を指導して」「共同で実現した偉大な創造」とされている。

そして、「各領域各階層」で「広汎な協議・考慮」を行うために、「提案、会議……ネット、民意調査等」³⁴⁾の「多種のルート又は方法」により「広汎な考察・協議」を行うとともに、「政党協商、人代協商、政府協商、政協協商……基層協商、社会組織協商等」の「広汎で多層に及ぶ制度」が整えられており、それによ

32) 中国では戸籍地を大きく都市と農村に区分しており、都市の一票の価値を農村の約8倍（後に約4倍）にすると選挙法で規定されていた。

33) 一部選挙区では投票率は半数に満たなかったとする調査報告もある（聶早早「実現“同票同権”需解決的幾個問題」『民主与法制』2011年4月128頁）。

34) 座談会や討論・公聴会など様々羅列されているが、いずれも「独特」とは思えない。

り「民主の精神が十分に発揚され、全社会のコンセンサスが広汎に凝集される」ことになる。

記述はまたしても制度・概念の羅列ばかりで、しかも重複や重畳が目立ち³⁵⁾、「独特」とは思えないものも多いが、議会や政府で「相互に尊重し、平等な協商で強制せず……自由に思うところを述べ……理性的で度を弁え法に則った良好な協商」が行われるとしたら、それは確かに世界でも「独特」ひいては「特有」と言えるだろう。

(3) 「民主政策決定」

「中国では民情を察し、民の声を聴き、民意に順い……大衆の意見が党・政府の重大政策決定となる」として、人代と政府の「窓が開かれている」こと、そして「基層」(村など)で大衆自身が政策決定をしていることが紹介される。しかし、その記述はというと、「座談会、公聴会……」といった「多種のルート及び形式で」「広汎に各方面の意見を聴取し」「人民の要求を十分に体现している」という主張の繰り返しで、まちがって前頁をもう一度読んでしまったのではないか、と思うほどである。

(4) 「民主管理」

人民は「主人」として、「知る権利、参与権、表現権、監督権を有力に保障されて」おり、それに基づき「国家事務、経済と文化事業、社会事務を管理する」とされている。

ここでは「知る権利」が無造作に並べられているが、同権利は法律上の根拠が希薄であり³⁶⁾、少なくとも「国家事務」について「知る権利」が明確に規定されていない。逆に言えば、不用意又は欺瞞的でない限り、これが「主人」たる「人民」の「権利」として堂々と論じられていることに一定の意義を認めること

35) 人代や政協の民主性(協商性を含む)は第2章第2節以下で詳細に論じられている。また「政協協商」(原語)は、要するに「政治協商協商」であり、重複も甚だしい。

36) 2020年制定の民法典に「知情権」(原語)の規定があるが(264条)、集団(農村経済組織等)構成員の集団所有財産資料閲覧権に限定されるもので、一般的な「知る権利」の規定はない。

もできる。

ただ本節の内容はやはり規定や制度の紹介が目立ち、実質的な内容に乏しい。むしろ、悪名高い「計画生育」(一人っ子政策)が「自己管理」とされ、徹底的な統制の下にある「社会組織」の「自主」「自律」が語られるなど、首を傾げざるを得ない内容が目立つ。

(5) 「民主監督」

人民が、国家の活動に対して「全面的で有効な」監督権を持つならば、確かに「国家の主人」と言えそうだ。その意味でこの節はとりわけ重要であるが、そこに羅列される「人代監督」「民主監督」³⁷⁾「行政監督」「監察監督」「司法監督」「会計監督」等々は、いずれも国家機関内の権限配分を述べるだけで、記述中に人民の姿は皆無である。

確かに、「大衆監督」³⁸⁾は人々が行うものではあるが、そこでは行政不服や行政訴訟そして国家機関への通報・告発ができるとされるのみで、特別な権限は付されていない。

なお、最後に「世論監督」の役割が強調されている。それはメディアそして「インターネット等のプラットフォーム」が「益々重要な役割を發揮している」とするものだが、党・政府の発声器官を自称するメディア、そして徹底的な監視と取締が行われるネットを通じて、誰が誰を監督するのだろうか。

4 「広汎で真に有用な民主」

英語版では本文書の表題(Democracy that works)と重なる見出しとなる第4章は、端的に(他の国と比べて)中国の「民主」は実際に有用なのだ、ということ強調する内容であり、これが本文書の要諦であると言ってよいだろう。

37) この「民主監督」は(政治協商等を通じた)「民主党派」(及び無党派人士)による監督のことであり、民主的な監督という意味ではない(当然その内容は「政治協商」の部分と重なる)。

38) 原語は「群衆監督」であるが、「群衆」の意味は日本語の「大衆」に近く、一般にそう訳される。

(1) 「広汎な権利の享有」

見出しから、本節が徹頭徹尾自画自賛であることは想像に難くないが、「政治権力」も「国民経済」も「人民の手にしっかりと握られている」だけでなく、「言論」や「宗教信仰」を含む各種自由・人権が「十分に尊重され有効に保障されている」等々、想定外の驚きと発見に満ちている。但し、内容はやはり法規や制度の羅列が目立ち、「選挙権」や「知る権利」など既出事項も繰り返し述べられる。

なお、「新型コロナ抗戦の重大な戦略的成果」が「人民の権利の不断かつ豊富な発展」の項に掲げられているが、所謂「ゼロ・コロナ」の強制的（暴力的）な防疫・隔離措置を見るにつけ、「権利」の意味自体大きく異なることを思い知らされる。

(2) 「人民民主参与の不断の拡大」

本節ではまず、複数回にわたり（西側のような民主は）「真の民主ではない」と指摘した後で、「中国では民主の観念が人心に深く入り込み……民主の実践が日常生活及び生産活動に深く溶け込み……社会は活力に満ちている」等々、中国において正に「真の民主」が実現している、とされる。

ここもやはり、全体を通じてスローガンのもの（「人民の意思の十分な表現に始まり……有効な実現に結実する」など）、そして制度または規定の羅列ばかりで、「民主選挙、民主協商だけでなく、民主政策決定、民主管理、民主監督にも参与する」等々、既述内容の繰り返しも目立つ。

なお、全体で11あるコラムの2つが本節にある。一つは立法（の意見募集）に係るもの、もう一つは各地の政府ホットライン（苦情電話）の紹介であり、やはり「身近な気がかり、煩瑣、心配を即時・効果的に解決してきた」等々、その成果が強調されている。

(3) 「効率的国家統治」

本節もまず（名指しはしないが）「国家統治に『失敗』し『非効率』で国内問題も山積みの国が、されど民主は『世界の模範』、なんて馬鹿げた話があるわけ

ない」としたうえで、「良い民主は必ず良い政治を実現し、国家発展を実現する」として、「民主の品質」のメルクマールが立てられる。それは、

- ① 人民の「参与」と「受益」
- ② 政党、民族、宗教、階層など各種「関係の発展」
- ③ 党・国家・人民の「融合一体性」（目標・利益・心を同じくする）
- ④ 国家の主権・安全・発展の「護持」³⁹⁾

とするもので、これら基準のいずれにおいても「中国の民主は高品質である」とされている。もちろん、その論法は、「中国の民主は、党の主張、国家の意志、人民の意思⁴⁰⁾を緊密に融合して一つにする」等々、抽象的な概念や評価を断定的に羅列し、だから「良い民主」なのだ、というものではあるのだが。

(4) 「社会の調和と安定」

本節も、「分裂と衝突……階層及び利益の固定化……混乱と動揺……偽⁴¹⁾・悪・醜」に満ちた社会「ではなく」、「コンセンサスの凝集……公平正義の護持……安定と秩序……美・善・上」に満ちた社会が「良い民主」である、と比較する形で議論が展開される。

そのうえで、「中国の人民民主」では「協調統一」そして「団結一致」が実現し、「団結と調和、安定と秩序が保たれている」と述べられる。この他にも「共通の思想、共通の利益、共通の目標」など、全体主義的高揚感に事欠かないが、なぜか「人々は思想を自由に表現し、自由に移動できる」など、「数千年の歴史の中で個人の自由が最大に発展している」との記述がこれに続く。

この点、「移動の自由」は（その実質も疑問だが）むしろ厳しい移動（移住）規制がようやく緩和したというだけであり、マッチ・ポンプの感を禁じ得ない上に⁴²⁾、「10億のネチズンがネットを通じて天下の大事を知り、交流を行い、観点を表現・伝達する……中国の社会は開放され自由である」との記述に至っては、

39) 原語は「維護」で、維持と擁護の意味を持ち、主に党や国家（制度）に用いられる。

40) 原語は「意願」で、願いという意味も読み取れる（国家の「意志」は原語）。

41) 原語は「假」で、嘘・偽り、を意味する。

42) 出国及び国籍離脱の自由に一言も触れないのはある意味正直というべきか。

もはやコメントのしようがない⁴³⁾。

(5) 「権力の運用に対する効果的な制約及び監督」

本節は、「権力を制度の籠の中に閉じ込める」(習近平の言)ことで、「中国では「権力」が「始終」公共の福祉のため、「民のため」そして「人民の幸福のために用いられる」とされている。

「制度には根本性、全局性、安定性そして長期性がある」など抽象的な礼賛、そして「法により統治・執政・行政を行い、法により権力を設置し、権力を規律し、権力を制約し、権力を監督する」など無意味な標語の羅列も目立つが、「指導幹部の任期制を普遍的に実行し、国家機関及び指導層の秩序ある更替を実現してきた」という記述は、もはや Black Joke の域に達している⁴⁴⁾。

その内容は、優れた制度とその徹底的な実行により腐敗を取り締まってきた、というものであり、「震え怯えさせる」「禁区はない」「骨を削って毒を断つ」「雷霆の勢い、霹靂の手段」等々、表現は頗るマッチョである。

ただ考えてみると、党の公式発表でも10年足らずの間に400万人近く(基本的に党员)が腐敗で処分を受けたとされているのに⁴⁵⁾、「何千人何百人に恨まれても14億の期待を裏切らない」というのは、桁が違うにもほどがある。

何より、「始終人民のための幸福を謀る」人たち(基本的に党员)が始終「厳格な規範」の下で活動してきたはずなのに、近時「反腐敗闘争」が始終「移ろうことなく強固に推進され」「圧倒的な勝利を得て全面的に強固になっている」という論法は、常人の理解を遥かに超えている。

43) ネット検閲と迅速な削除は日増しに激化しており、China Digital Times (<https://chinadigitaltimes.net/>) が直近の状況を詳しく紹介している。

44) (習近平終身制とも揶揄される) 国家主席の再任回数制限を撤廃する憲法改正(2018年)後に、全人代法制工作委主任が述べたように (<http://www.scio.gov.cn/ztk/dtzt/37868/38053/38058/Document/1625000/1625000.htm>)、「秩序ある更替」はむしろ任期回数の制限撤廃を正当化する論理になっている(終身制は「国を利する慶事」とされる)。

45) 2021年6月28日、中央紀委副書記の記者会見から (https://www.sohu.com/a/474461729_120244154)。

5 「人類の文明形態を豊かにする」

この不思議な見出し、英語版はかなりシンプル (A New Model of Democracy) だが、中国語版はむしろその意図・目的がより鮮明に示されている。

どこかと比較するような、どこかを否定するような論調は健在で、「20世紀以来の民主の荒れ狂う大波の中で、ある国家は停滞し、ある国家は動乱に陥り、ある国家は崩壊した」として、その原因が「民主の実践における偏差」に求められる。

そして「中国が自らの国情に基づいて発展させてきた全過程人民民主は、鮮明な中国特色があるだけでなく、全人類の民主への共同の追求を体現し……人類の政治文明形態を豊かにするものである」として、世界の諸国そして人類のために、New Model の紹介が始められるのである。

(1) 「人類の民主事業への新たな道を切り開く」

これも英語版の見出しはわずか5 words (Exploring New Paths to Democracy) であるが、ここでは英語見出しも何だか意欲的である⁴⁶⁾。案の定、中国は「西側の古いやり方」を「そのまま書き写す」ことなく「新たな中国式民主を創造した」として、本節で遂に、中国の民主が「モデル」であることが打ち出される。

果たして世界のどこかに、「西側の古いやり方」をそのまま書き写した民主なるものがあるのか、という疑問は残るが、いずれにしても「人民が家の主」である中国の「民主」こそが「真の民主、良い民主」なのであって、「人類の政治文明に対する重大な貢献であり、人類社会の巨大な進歩である」ことが、以下記述の前提として、また既述内容の結論として明確に示されている。

(2) 「国情に適合した民主発展の道を行く」

「民主は多様であり……各国は歴史文化、現実の国情が異なるのだから、民主の形式も必然的に異なる」として始まる本節は、一見多様性や相対主義の議論を

46) 本章各節の英語見出しはいずれも、動詞的な要素が反映する形になっている。

するかに思われるが、その趣旨は「『教師面』して人をあごで使うような説教は絶対受けつけず」、「『民主』を口実にした外部勢力の内政干渉に反対する」こと、要するに中国がやることに文句を言うな、というところにある。

実際に「中国の特徴」「中国の実際」「5000年の中華文明」「中華優秀伝統」云々、記述は中国特色の優位性の主張に終始し、多様性や相対主義の味わいはない。その根幹を貫くのは、「他国の民主モデルを書き写すなら……弊害は頻出し、遂には政治動乱、社会動乱に陥り、人民は離散放浪に陥る」という論理であるが、原因と結果の關係に些か飛躍があるように思われる。

(3) 「国際關係の民主化の推進」

この見出し、そして「民主は国内で人民が家の主であることに体现され、国家間では国際關係の民主化により体现される」という冒頭の言を見る限り、NGOや民間そして人々の声を国際關係に反映させるべき、との主張が予想されなくてもない。

しかし、これに続くのは「民主の忠実な追求者であり……模範的实践者である」中国は、「本国で積極的に人民民主を發展させてきただけでなく……国際關係の民主化を強力に推進してきた」（第2段落冒頭）という国家オリエンテッドむき出しの記述であり、要するに習近平が強調する「人類運命共同体理念」に基づいて、国家間で「相互尊重、公平正義、協力 win-win の新型国際關係」を推進することが、すなわち本文書の言う「国際關係の民主化」なのである。

そんな訳で、「国際關係の民主化」にはNGOも民間も、もちろん個人などは全く出てこず、そのアクターは徹頭徹尾「主権国家」である。もちろん「民主平等、公平正義」に貫かれた国際關係はそれ自体望ましいものであるし、何より、「少数の国家が国際公理を無視し、国際ルールを踏みにじり、国際民意に反し、公然と他国の主権を侵害し、他国の内政に干渉し、大が小を虐め、強が弱を踏みにじる」という現状認識は、誰が言うかはともかく、不幸なことに正鵠を射るものと言わざるを得ない。

(4) 「文明の交流と相互の学びを強化する」

本文（結語を除く）の最後には、民主の多様性と世界の交流が論じられる。「それぞれがその美を発揮し、また美を共にして、共同で人類文明を前進・発展させよう」との記述は感動的にポジティブだが、「少数の国家が……民主の名義で他国の内政に干渉し、他国の主権を侵犯し……民主の旗を掲げて世界の対抗と分裂を煽っている」等々、現実世界の暗部をえぐることも忘れない。

「人類民主事業の真の障碍は……他国の民主の探索に対する傲慢、偏見そして敵視であり……本国の民主モデルを他国に押し付けようとする『唯我独尊』である」との記述には強い憤りが感じられるが、そこで激しく非難されるのは「『一人一票』そして政党競争などの西側の選挙制度を民主の唯一の基準とすること」であり、過度の単純化ないしデフォルメの感は否めない。

このように、「中国の民主」と題しつつ、あるべき民主を滔々と説くこの文書は、「中国共産党は今後も各国の政党・政治組織と共に……人類社会の発展と進歩を促進する」との言葉で本文を終える（重ねて言うが、これは政府の文書である）。それは党が、中国だけでなく、広く世界の民主の「模範」ひいては「教師」であることを示している。

6 「結語」⁴⁷⁾

結語冒頭の「民主に最高はなく、よりよいものがあるだけだ」との言のように、本文書は全体を通じて習近平の講話・語録からの引用がちりばめられており、とりわけ結語はその傾向が強い。

自画自賛と「少数の国」への非難が並べられるのも同様であるが、突然「中国の民主はまだまだ不断に改善していかなければならない」として、多少謙虚な姿勢も示される（全体を通じてここだけであるが）。なお、「中国共産党は人民民主の旗を高く掲げ……」とするように、主語が徹底的に党であることは最後まで変わらない。

結語の構造を段落ごとにまとめると、

47) 原語は「結束語」。

- ① 巻頭辞 (民主の探索と実践は終わりなき旅)
- ② 中国の民主 (人民民主の大樹は永遠に常緑)
- ③ 世界の民主 (各国の民主を尊重しよりよい明日へ)
- ④ 中国人民と世界 (人類運命共同体⁴⁸⁾を打ち立てよう!)

ということになる。

「和平発展」「公平政治」「民主自由」が繰り返し強調されることに「教師面」を感じるか否かはともかく、それが喫緊の課題であることは、残念なことに今日の世界の現実、というべきであろう。

II 文章の構造と特徴

以上の検討を踏まえて、以下では本文書の形式・内容について検討を行いたい。

1 「民主」の意味

本文書に限らず、中国での用語法は「民主」であり「民主主義」ではない⁴⁹⁾。確かに建国前後の一時期、毛沢東により「新民主主義」が提唱されていたが、それは「民主党派」と共に国家建設をするための(共産党の下に各種勢力を結集するための)便宜的・過渡期的な方途であり、実際に社会主義化の完成が叫ばれるとともに(資本主義的・自由主義的要素が排除されるとともに)、それは姿を消すことになる。

本文書でも上記「新民主主義」(2ヶ所)以外に、「民主主義」との記述はない。もちろん、国家の教義ひいては意識形態を「主義」とするならば⁵⁰⁾、「社会主義を固く守る」とする中国で「民主」が「主義」となることはありえないから、その意味では正しい用語法ということができる。

では、民主主義とは異なるこの「民主」とは何なのだろうか。

48) もちろん習近平ワードである。

49) その意味で、「人民民主専政」に「人民民主主義独裁」という訳語が当てられることには強い違和感を覚える。

50) 中井良文は「(毛沢東)主義」を「イデオロギーもしくはドクトリン」と定義する。岩崎育夫編『アジアと民主主義』(アジア経済研究所、1997年)68頁。

ここで、本文書が冒頭で示した「民主」の基準をもう一度見てみよう。そこには様々な（併せて12もの）要件が示されており、その内容・性質は一定ではないが、総じてそれは、現実には人々が持つ権利（とりわけ選挙や住民投票など人々が自ら決定する権利）よりも、「民のため」⁵¹⁾になるどうか、という実質的な効能や結果に重点が置かれている（その意味で英題“Democracy that works”は至当である）。

確かに、「参与」や「表現」など、「人民」の（手続的）権利を思わせる記述もある。しかし（その実質はともかく）「表現」の対象は「利益要求」であり、決して政治的立場や思想などではない（逆に言えばそんな work しないものは「善い民主」ではない）。

また「参与」と言えば聞こえはいいが、住民参加（中国語では「公民参与」）は洋の東西を問わず形式に流れがちである⁵²⁾。しかも中国には（「美国」とは違い）レファレンダムもイニシアティヴもなく、一層実質的な効果が期待できない。何より「民主有効政治」基準の筆頭に示された「指導者層の法に則った秩序ある更替」に至っては、人々に「参与」や「表現」の余地はない⁵³⁾（そもそも「民のため」という疑問があるが）。

次に、本文書の言う「民主」には、しばしば「民族」が含意されている。この点、孫文の三民主義を引くまでもなく、中国の「民主」は歴史的に中華民族存亡の危機に丸となって立ち向かう、という意味を伴っているので⁵⁴⁾、その意味で（少なくとも中国において）この用語法に違和感はないだろう。さらに、本文書ではこれが民族自治に引き付けて語られるため、民主主義と親和的にも思える。

しかし、上記「民族区域自治」が明確に示すように、その主旋律は「団結」「統一」そして「中華民族偉大栄光」であり、観念的に（団結し統一された）全

51) 「民のため」（原語「為民」）は胡錦濤期に強調された標語だが、江沢民期の「三つの代表」論も党が人民を代表して「やってあげる」という主張であり、少なくとも改革・開放期以降は一貫した考え方ということが出来る。

52) 中国の「公民参与」については但見亮「中国夢の法治」（成文堂、2019年）第6章参照。

53) （厳格な統制下の）直接選挙とその後の間接選挙による「人民代表大会」での（形式的）任免を「人民」の「参与」「表現」と呼ぶなら、話は別であるが。

54) 三民主義が「民生」を含む点も、本文書の結果主義・実質主義と親和的である。

体を表す、という意味で、「中華民族共同体」と「人民」に（大きな）違いはない。それはいずれも、徹底的に党や中央の指導の下で「団結」「統一」されるものなのである。

結局、「民主」の主体が「人民」であれ「民族」であれ、それはどこまでも抽象的な集合概念であり、それが「団結」や「統一」の名の下で、党や国家に代表してもらい、党や国家から利益を受ける、というのが、ここでいう「民主」の核心である。

まさに上記2つの「民主」基準が示すように、人民は利益要求（享受）の主体であり（「民主有効政治」基準③）、党や国家は（真に）「家の主」のために働いているのだ。そして、（ルールや手続の）「民主」よりも、「真正な」効果・実益のほうが大事なのだ（「人民当家作主」基準④）。抽象的な主体の実質的な利益に重点を置くこの「民主」観は、少なくとも本文書において首尾一貫している、ということができよう。

2 理想豊満・現実瘦骨

上述のように、中国の「民主」は「民のため」に党や政府がしてあげる、という様相が顕著で、自己統治の契機は希薄である。とは言え、一般の人々が政治を行うのは困難であるし、そもそも始終「民のため」を思う党や政府により、「人民」の願う利益や希望が実現されるならば、敢えて自己統治にこだわる必要はない、ともいえる。

その点からすると、問題は「人民」の願いが本当に実現しているかどうか（またはその程度）ということになるが、それはどうにも眉唾物である。

まず本文書が堂々と打ち出す「民主」のメルクマールはかなり抽象的であるが、それ自体現実との乖離の感は否めない。「全体人民」や「人民大衆」（の利益や意思）をどう想定するのかはひとまず置くとしても、国家・社会・経済・文化事務を「管理」し、「国家政治生活」に「参与」し、「権力の運用」を「有効に制約・監督」している「人民」など、どこかにいるのだろうか。そもそも「ゼロ・コロナ」（に伴う凄まじい措置）は、「科学化・民主化された政策決定」によるものなのだろうか。

具体的な内容となると、一層首を傾げざるを得ない。「基層民主」として称賛される村民自治は、一方では、党支部書記や村長⁵⁵⁾の専横で数十年に渡って村が牛耳られ、村民は「黒社会」そのままの恐怖政治の下で青息吐息である、との話が溢れ⁵⁶⁾、他方では、離農・離村の加速化が止まらない上に、薄給・激務で党支部書記(村長)のなり手が見つからない、という声が聞かれる⁵⁷⁾。同様に、「労働者代表大会」の形骸性そして「労組委員会」の官(党)性(≠使用者側)は公然の秘密ですらない⁵⁸⁾。

またやはり再三称賛される直接選挙であるが、選挙の現実を訴える論文を見ると、候補者は人為的に限定され、「独立候補者」⁵⁹⁾は妨害ひいては失踪の目にあい、利益や名誉を目論む贈収賄が横行し、民意を集めた当選者は上級政府に突然首にされる……等々、問題山積の様相を呈している⁶⁰⁾。またこのような状況も手伝って、人々の積極性は大きく削がれ、委任投票や代理投票が横行し、それがまた腐敗の温床となる、という悪循環となっている⁶¹⁾。

さらに、宗教や民族そして域外など党外要素の「団結」と「調和」が美しく語られているが、ウイグル、チベット、モンゴル、香港で生じた(ている)状況は、

55) (民選の)村民委員会主任の俗称。但し両職は兼任が多い(現在は原則兼任)。

56) 袁智超「“村霸”型黒勢力浸蝕農村基層政権的認知与防控」『江西警察学院学报』2020年5月53頁以下など、村党支部書記(村長)が逮捕されるとしばしば数十年にも渡る恐怖政治ぶりが暴露される。

57) 半月談記者による「有了“鉄板碗”、村幹部心還乱?」(浙江法制報2022年3月7日7面掲載)など。

58) 「中国工会章程」(2018年改正)の総則(前文)は、「党の路線を貫徹執行」「党の話を聞き、党と共に歩み」「党の執政基盤を強固にし拡大する」そして「党の事業に忠誠」等々、党に徹底服従する姿勢を示し、習近平が近時唱えた標語を羅列したうえで、「習近平同志を核心とする党中央と高度の一致を保つ」との言葉で締められる。

59) 党や上級の支持を受けずに(選挙民の推薦を集めて)立候補した人を指す。しばしば妨害・脅迫され、失踪すらする(<https://www.nikkei.com/article/DGKDZO36329040Y1A101C1FF1000/>)。

60) 石龍洪「人大代表選挙是場戲」(<https://m.aisixiang.com/data/43619.html>)は、選挙は製作者(上級)の命令を絶対とする映画監督(選挙委員会)が、命令に従って主役(当選予定者)と脇役(当て馬)を配置する茶番劇で、投票者はエキストラに過ぎない、と切り捨てる。また独立候補者こそが劇の見どころだが、「各方面の圧力に耐え」なければならず、「難度は最大、犠牲は最多、当選可能性は最小」とする。

61) 呉穎君「防控県鄉人大换届選挙賄選問題途徑初探」『人民之声』2016年10月44頁以下参照(呉は紀律検査委である)。

どう見ても「団結」や「調和」に馴染まない。宗教関連施設の破壊、指導者・信徒の失踪や処罰など、「団結」や「調和」とかけ離れた事情も、(少なくとも海外では)頻繁に報道されている⁶²⁾。

そして、本文書でも誇らしく語られるコロナ対策の「成果」は、その数値自体が疑わしい上に⁶³⁾、言うところの「人民」と実際の人々(とりわけコロナ対策の対象となった具体的な人々)との感覚には、凄まじい懸隔があるように思われる⁶⁴⁾。

これら本文書で描かれた「民主」の姿と、我々の目に映る物事との極端な乖離は、中国でよく言われるように、実は海外の反中メディアのフェイク・ニュースや極端な誇張、または一部事例の過剰な強調であり、真実の姿からかけ離れたもの、なのかもしれない。そうでないとしても、これら一部の違法状態は「法に依り」迅速に解決され、「団結」と「調和」にあふれる状況がすぐに回復する(した)のかもしれない。

ただいずれにしても、党や政府が「民のため」に何事も差配してくれるこの「民主」において、「人民」の困難や問題はどこまでも、人民自身ではなく、党や政府に解決してもらうしかない。そして理論で示された美しい姿が真実かどうか、また「真に」実現しているかどうかもまた、党や政府が「民のため」に判断し、しかも「民のため」に称賛してくれる、ということになる。

3 比較とやっつけ仕事

こうして展開される「全過程人民民主」の理論は、しかし丁寧に構成された議論とはとても言えない。上記内容からもわかるように、現実を見ればそれは綻びだらけで、わずかでも疑念を持ってしまうととても素直には読めない。

62) 世界の信仰の自由及び人権に係る問題を扱う <https://bitterwinter.org/> は、中国の関連状況・事件情報で溢れている。

63) 国家衛生健康委の公式発表によれば、2021年1年間のコロナ死者数は、中国全土でわずか2人である。

64) 現地の状況と人々の声をSNSなどで伝えようとした所謂「公民記者」への徹底的弾圧は、二重の意味で懸隔の凄まじさを物語る (<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-55464308> など)。

さらに、その形式もまたお粗末である。抽象的な概念や断定に溢れるこの文章に、脚注はわずか二つしかなく⁶⁵⁾、読者への親切心はこれっぽっちもない。また記述は規定や制度の羅列ばかり、しかも行政監察や予算・会計審査といった政府機構内の専門的・技術的業務（に関する規定）など、人民との関係が極端に希薄なものまで「民主」と言う牽強附会ぶりである。

それ以上に、原因（根拠）と結果（結論）は飛躍と矛盾ばかりで、論理整合性が見いだせない。例えば「伝統の継承」は本文書に限らず最近とみに強調されているが⁶⁶⁾、旧社会を破壊し、人々の精神も改造して新中国を建設してきた、というのが共産党の国造りの物語ではないのか⁶⁷⁾。そもそも現在（2019年末から）提唱される「全過程人民民主」が「歴史ロジック、理論ロジック、実践ロジックの必然的結果」であり「国情に適合したものである」という「ロジック」がどこから出てくるのか、全くわからない。

英語版のほうはもっといい加減である。第1章初めの「中国人民の民主への素朴な認識とたゆまぬ追求を体現する」、第2章第2節末尾の「実践が十分証明するように」、同第3節初めの方の「中国の知恵を顕彰し」等々、多くの部分が英語版では訳出されていない。文章の流れの上で省略したということかもしれないが、「民主選挙、民主協商、民主政策決定、民主管理、民主監督を貫き」など、「全過程人民民主」の要素を羅列したものがごっそり飛ばされている（第3章冒頭）のは、翻訳として如何なものだろうか。

キーとなる概念の訳語にも大きな疑問が残る。例えば「普選」が“universal suffrage”と訳されているが、そもそも直接選挙は末端とその上までだけで、市レベルですら間接選挙だというのに、国家レベルの普通選挙を思わせる訳語はミスリーディングである。また「基層」がしばしば“grass-roots”と訳されるが、村民委などの実質は行政末端の出先であり（給与など財政の手当てもある）、訳

65) わずか二つの脚注も、一つは「八つの民主党派」の名前の羅列、もう一つは革命期の制度の俗称の説明に過ぎない。

66) 例えば2019年党中央「新時代公民道德建設綱要」は「中華伝統美德の伝承」（第2章）を「重点任务」としている。

67) 革命期よりトーンダウンしたが、2021年11月の所謂「第3歴史決議」でも、「旧社会の汚濁を洗い流した」「旧世界を破壊」など、「旧中国」の払拭が再三強調されている。

語には違和感しかない⁶⁸⁾。

このいい加減さは、恐らく、「人民」はこんな物を読まないはず、という算段によるものであろう。実際、こんな物を読むのは（私のような）哀れな中国研究者くらいではないか。本文書は誰かに読んでもらうためではなく、党・国家の機関（及びその上層部）が、任務遂行または指標実現の見地から、他の機関（及び指導層）にアピールするために作成したもの、という方が適切だろう。

それが（概ね）読まれない（されど政治的な指標・任務はしっかりと遂行する必要がある）ことが想定内であるからこそ、習近平講話が一字一句変わらず繰り返され、法律規定・条文がそのまま書き写され、実効性の疑わしい制度が美しく礼賛され、重複する内容が（しかも）再三出現する……という何ともお粗末なやつつけ仕事、堂々と展開されることになるのである。

そして、何より大事な任務または指標は、（美国との）比較の上で中国がより優れていると喧伝することである。その意味で、具体的な内容や事実など、どうでもよいのだ。それが実際に（どうして・どの程度）「民主」であるかなど、論証する必要はまるでない。そもそも社会主義は資本主義より優れているのであり、党の偉大な統治に「人民」は満足し、世界は称賛している。それを書き連ねれば、任務は無事終了、指標は見事実現、ということになる。

4 小括——なぜ「民主」なのか

以上のように、本文書では、党や政府が「民のため」に、規定や制度に書かれているような（真の）「民主」を実現し、「人民」は大いに満足している、という姿が描かれるものの、それは現実とかけ離れており、概念や論理は意味不明で、そもそも精読に馴染まない（それを予定していない）。

作成者に同情する余地があるとすれば、この文書は「美国」の主催する“Summit for Democracy”に対抗する意図から、その直前に出された数多の文書や会議そして声明などの一つであり、恐らく大急ぎで作成しなければならなかった、ということがある。何ともお粗末な論理や規定の羅列も、突貫工事でやらなければ

68) これは訳出のいい加減さより、むしろ意図（美化）によるもの、と言うべきであろう。

ばならなかったという点は差し引いて考えるべきだろう。

とは言え、本文書は上述のような問題（拙さ）にも拘わらず（むしろそれ故に）、一定の政治的認識ないし思惑が滲み出ており、その背後により大きな目的ないしプランが垣間見られる。

では、それは何だろうか。以下では、本文書に滲み出た認識ないし目的について検討し、その成否または展開について考察してみたい。

Ⅲ 「中国式民主」の挑戦

1 Summit for Democracy と「民主」

上述のように、2021年12月9日にバイデン政権が主催したSummit for Democracyは、台湾が招待され中国が招待されなかったということもあり（ことから）、党・政府の強烈な反応を引き起こし、文書・声明などが矢継ぎ早に出され、多くの国際会議が開催されている⁶⁹⁾。とはいえ、Summit for Democracyという構図自体は忌むべきものではなく、むしろ願ったり叶ったりの展開、というべきであろう。

上述のように、中国の「民主」の論理では、「人民」を「団結」「統一」し、以て人民に利益をもたらすのが「善い民主」であり、「人民」を「分裂」「対立」させ、以て人民に損失をもたらすのが「悪い民主」である。

一見当然のように見えるこの論理は、しかし「団結」「統一」等を良いものとして先取りしており、結論のために前提を定める疑いがあるばかりか、「団結」「統一」は（現実には）同調強制ひいては異端排除を招きがちで、その前提自体何とも胡散臭い。とは言え、歴史的に構築された「民主」観念にも支えられ、少なくとも中国ではこの用語法に大きな違和感はなさそうで⁷⁰⁾、表面上コロナの感

69) 12月の大規模なものだけでも、1日に広州で「中国を読み解く」国際会議、2日に北京で「中外学者民主を論ず」対話会、5日に外交部「美国民主情况」公表、6日に人民大学の「米国民主への十の問い」発表（兼シンポ）、そして11日に「全過程人民民主と人権保障」シンポが催されている。

70) 但し、少数民族（とりわけ独立派）や異見人士など、いわば異端的少数者にとっては受け入れがたい民主観であろう。

染（と人々の批判）を徹底的に抑え込み、世界に先駆けて平穩を取り戻したという点で、（民主かどうかはともかく）中国のやり方を成功例と捉える考え方は、西側にも広く見られている⁷¹⁾。

同様にこの論理では、国際間の「民主」の主体は徹底して「主権国家」であり、「人民」をよりよく「団結」「統一」するもの（中国では党）が、互譲と尊敬を以て対等に振る舞うのが「国際関係の民主」ということになる。

「美国」が自国との関係に基づいて、各国のリーダーをセレクトィヴに招待し、世界の Democracy の現状と未来を共に論ずる、という Summit for Democracy の構図は頗る国家オリエンテッドであることに加え⁷²⁾、小国も含む公平正義と百花斉放を謳う中国の主張に比して「大国の風格」もなく、それこそ「民主の精神」に欠けるように思われる。

さらに中国にとっては、国内・国際のいずれにおいても、「民主」であれば、面倒な「人権外交」とは違う土俵で正しさを存分に主張できる。一般に民主主義の重要な構成要素と考えられる法治や自由そして人権は、中国にとって依然として Sensitive な話題である。確かに本文書でも「法に依る」ことが再三強調され、あまつさえ「広汎な人権」や各種「自由」が語られる。とはいえ、「依法」(Law-based) が大量に見られるのに対して「法治」(Rule of Law) はわずか⁷³⁾、人権や自由の記述もごく限られたものであるように、それはやはり、あまり触れたくないものなのである。

これに対して「民主」の方は、それを（集合概念である）「人民」が（抽象的に）「真に家の主である」と読みさえすれば、あとは「家の主」の利益を実現している（＝その意思が行われている）と言えばよいだけであり、経済成長や社会福祉等の美しい数字（事実はともかく）を並べれば、誰の「民主」が善いかは一

71) 例えば成田悠輔「民主主義の呪い：2020年の教訓」(<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/21e034.html>)。但しその主張は「民主主義の失敗」であり、中国は端的に「専制的な国」(の成功例)とされている。

72) 台湾代表のオードリー・タンが、台湾を（独立）国家と位置付けるファイルを出すや、（中国という国家に配慮して）素早くその画面をブラック・アウトするなど、Summit for Democracy のスタンスはどこまでも「国家」中心である。

73) 単に「法治」(英語版 Rule of Law)として用いられるのはわずか2か所、「依法」(行政など治国以外の語も含む)は27か所見られる。

目瞭然、ということになる。

2 「中国式」と世界

このように、中国政府（共産党）は、Summit for Democracy の体たらくを奇貨として、「全過程人民民主」を世界に向けて打ち出すこととなった。これは本質において、従前の白書等で主張された「民主」から大きく変わってはいないようであるが、よく見ると、そこには「新時代」というべき2つの重要な変化が現れている。

その一つは、党の「絶対指導」⁷⁴⁾の鮮明化である。党19回大会（2017年）の前に習近平が打ち出し、のちに党規約に組み込まれたように、習近平の下で権力の集中が進み、「党政軍民学、東西南北中、党が一切を指導する」⁷⁵⁾ことが強調されるようになった。

この方針とパラレルに、本文書でも、（絶対の）党が「民主」を指導する、という姿勢が顕著になっている。その証左として、2005年にやはり国務院新聞弁公室が公布した「中国の民主政治建設」（以下「民主政治」とする）と比べてみよう。

「民主政治」も、第1章では共産党の指導下で「民主」が建設されてきた歴史が語られる。しかし、その見出しは「国情に適合した選択」であり、「中国共産党が人民を指導して全過程人民民主を実現した」とする「中国的民主」と比べると、主体の位置づけが大きく異なっている。

それは人代（議会）そして民族自治の記述において一層顕著である。「民主政治」では人代も民族自治もそれぞれ一つの章（第3章、第5章）を構成しているが、「中国的民主」ではこれらが（党による）「科学的で有効な制度配置」の一節（第2章の第2節と第5節）に落ちる⁷⁶⁾。

74) 2019年の党政法工作条例1条など、現在広く見られる用法。

75) 「政」は国家統治、「学」は教育・研究・文化全体を意味し、要するにあらゆる範囲・対象を党が指導することを意味する。

76) 同様に、「民主政治」第7章の「人権を尊重し保障する」は、「中国的民主」では第4章第1節となり、かつ「人民は（既に）広汎な権利を享有している」とのスタンスに変化している。

内容はさらに甚だしく、「民主政治」の上記2つの章では、共産党が合わせて1回しか出てこない。要するに、人民に正統性契機を持つこれらの仕組が民主的に機能している、という主張に終始しているのである（「中国的民主」各節での党の万有内在ぶりは上述の通り）。

そして「民主政治」第8章の「共産党の民主執政」も注目すべきだろう（とりわけ第2節「党内民主」）。これは共産党自体の民主的運営を強調する内容であるが、「中国的民主」に相応する内容は見られない。「民主」を「指導する」党自身が民主的であるかどうかは、事の核心に関わるようにも思えるが、党が絶対（善）となった以上、その問いは必要ないのだ。

逆に言えば、徹底的に権力の集中が進んだことで「党内民主」の必要が失われ、「団結」や「統一」の重要性（現状との親和性）が俄然高まった、ということになるかもしれない。

重要な変化のもう一つは、所謂「韜光養晦」の終わりである。時期が来るまで隠れて力を蓄えることを意味するこの言葉は、鄧小平が改革・開放期における国際関係での振る舞い方を説いたもの、とされているが、習近平期にこのスタンスは大きく変わり、「中国の声」を世界に響かせ、「中国の智慧」を世界で役立てる、ということが前面に押し出されるようになった。

上記文書の比較に戻ってみよう。「民主政治」には、国際関係そして「人類の政治文明」を語る章はない。そこでは徹頭徹尾中国の「民主」が論じられ、その結語も「なお多くの克服・解決が必要な問題がある」として、「制度の健全性」や法の適用・執行、そして「民主観念と法律意識」における不足・欠陥など、数々の問題を指摘し、「民主政治建設の道はまだ長く続く」とするもので、そもそも「中国式」という文言は見られない。

これに対して「中国的民主」は、中国は民主主義に向けて努力中、とする装いを脱ぎ捨て、むしろ「西側の民主」を徹底的に相対化し、ひいてはそれを「旧式」にダウン・グレードすることで、「新時代」の「全過程人民民主」こそ「人類の政治文明への重大な貢献」であり、かつ「人類社会の巨大な進歩」たる「中国式民主」なのだ、という結論に至る。

このように、「全過程人民民主」は「党が一切を指導する」強力かつ安定的な

統治方法であり、中国に限らず、世界の「人民」に福をもたらす“Democracy that works”なのだ。そしてこれを憚らず声高に訴えること、それがこの文書の大きな目的であり、また「新時代」の大きな変化なのである。

3 「名正言順」の試み

上述のように、本文書は「中国的民主」を高らかに謳い、それを「中国式」として打ち出すものであるが、そこで言う「民主」は、我々が民主主義と呼ぶもの（または「西側の古いやり方」）とかなり異なっている。

このような現象は「民主」に限られる訳ではない。本文書に出てくる概念に限ってみても、（それ自体の民主性が問われない）党に指導される「民主」、（法に先行し超絶的に存在する）党に推進される「法治」、（法的な権限を持たないはずの）党に保障される「自由」、そして（中央への「絶対忠誠」の下に階層化された）党に統一される「自治」等々、いずれも我々がその言葉から想起する語義の範囲を振り切っており、ひいては背反すらするようと思われる。

とはいえ、これを理想と現実との極端な乖離として切り捨てるのは、早計に過ぎるだろう。少なくとも本文書を見る限り、そこに理想と現実との乖離という意識は微塵も感じられず、むしろ言葉ひいては観念をめぐるより大きなプランが浮かび上がる。それは、「普世価値」（普遍的価値）を支える語義・語法の変換ひいては再構築、つまり西洋的なものからのパラダイム・シフト（≒「名正言順」）である。

現在中国では、「民主」に限らず「法治」、「平等」そして「自由」等々、一般に普遍的価値と感ぜられる観念が「社会主義核心価値観」と定位され、少し違う意味を伴って推進されている⁷⁷⁾。この中で、「民主」は単なる言葉の言い換えやすすり替えにとどまらず、語義・語法の根幹として、それらの決定者と決定の仕方を規律し、あらゆる意味と用法を決定づけるのである。それゆえ、「民主」の正

77) 胡錦濤期に打ち出されたもの。「民主」は国家の目指す価値観、「法治」や「自由」は社会の重大価値観とされる点にも、彼我の含意の違いが感じられる。なお「法治」の意味の違いについては但見亮「中国の法概念について考える」『一橋法学』19巻1号（2020年3月）25頁以下を参照されたい。

統性と正当化（名正）は絶対であり、それがもたらす効果（言順）は深遠かつ広汎なのである。

さらに、「徳治」が強調される「新時代」の「全過程人民民主」は、「真善美」の価値に貫かれた道徳的なものであり、その優越性は言を俟たない。思うに冒頭の“Chinese Democracy”（歌のほう）も、曲名よりも歌手（歌詞）自体の低俗性や下品さが問題だったのかもしれない⁷⁸⁾。「偽悪醜」の低俗・下品な音楽がChinese Democracy を名乗るなどもってのほかで、それを徹底的に罵倒し「人民」の目（耳）に触れないよう取り除くこと、それこそが「民のため」なのだ。

このように、「全過程人民民主」では、「偉光正」⁷⁹⁾である党（指導者）が、物事の意味とその実現の方法を定め、「真善美」を実現してくれる（同時に「偽悪醜」を徹底的に取り除いてくれる⁸⁰⁾。そこでは、党が「人民」のために尽くしてきたという正統性（「歴史ロジック」）により、党の指導が「民のため」であること（「理論ロジック」）が正当化され、「法治」、「人権」そして「自治」等「一切」を党が意味づけ、今後も遂行していく（「実践ロジック」）。

これは掛け値なしの独裁にも映るが、心配ご無用、これぞ上記ロジックの極致たる「人民民主独裁」なのだ。そこでは「民主」の正統性により独裁が正当化され、独裁の実践（強化・徹底）により「民主」が実現することになる（「民主と独裁の有機的統一」）。

このロジックはさらに、「全過程人民民主」こそ世界の民主の正統を継ぐものだ、との主張へとつながっていく⁸¹⁾。その点でも、これはパラダイム・シフトではなく正に「名正言順」と呼ぶべきであるが、詳細については次号以下で検討

78) 歌詞には masturbation などもあるが、Falun Gong（法輪功）のせいにすればいい、など「発禁」に直結しそうな内容もある。

79) 習近平は共産党成立100周年講話の末尾で、こぶしを突き上げて「偉大・光栄・正確な中国共産党万歳！」と叫んでいる。

80) 国内では「人民」が自重または「自戒」する傾向が強いが、香港では従来そのような傾向がなかったので、逆に政府による撤去や破壊が目立つ（<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-59765682> など）。

81) 駐米大使の秦剛は、2021年9月21日カーター・センター主催の会議において、古代ギリシアやプラトンさらにリンカーンに擬して、古代から現代に至る中国の democracy が common values of mankind の追求である、とする（<https://www.mfa.gov.cn/ce/ceus//eng/zmgxss/t1908980.htm> 参照）。

したいと思う。

4 「人」なき「民主」のゆくえ

本稿作成中にかの戦争が始まり、世界中がその悲惨な状況を突きつけられることになった。だが、中国のTVや新聞には、爆撃で亡くなる民間人も、ウクライナ人の悲痛な叫び声も、反戦を叫ぶ人々のデモも、まったく出てこない。そこにあるのは、西側による武器供与や戦争煽動、被害の自作自演や一方的制裁等々、ロシアの報道を「そのまま書き写した」かのように、西側の虚偽・醜悪をあげつらうものばかりである。

これは、ある意味当たり前である。というのは、そもそも中国の人々が置かれた悲惨な状況にさえ、メディアは完全に沈黙し、所謂「正能量」⁸²⁾(positive energy)の報道ばかりがきらびやかに映し出されているからだ。SNSなどグループ内での発信も徹底的に規制され、VPN⁸³⁾使用が厳しく取り締まられる中で、人々に伝えられる情報はますます限定されており、自己防衛的・危険回避的な心理も手伝って、「人民」は「主」体的にセンシティブな情報・話題を避け、ポジティブな発言・態度を選択することになる。

このように、中国の「民主」は、統治の安定・秩序維持という意味では、(少なくとも見た目の上で)驚異的な成功を収めた、ということができる。それは(中国特色的な)「法治」の下で「権利」と「自由」を享受する「人民」による「民主」、すなわち、「すべてを指導する」党により構築された規律の下で、官製メディアとイントラ・ネットの情報を享受し、多層・複合的な監視・矯正システムに触らぬようにしながら、「人民」全体が一つの思想・一つの声の下に「団結」する(「統一」される)仕組なのである。

とはいえ、人々は多くの場合、自分の生活・利益に直接関わることや、感情移

82) (中国にとって) 良いこと・前向きなことを指す(逆に悪いこと・ネガティブなことは報道しない)。しばしば(明に暗に)党(政府)から「正能量」報道の指示が出される(例えば党20回大会に向け「新時代」の「幸福」を「人々に悟らせよ」とする中央宣伝部の「通知」<http://www.workercn.cn/34196/202204/26/220426155147068.shtml>など)。

83) Virtual Private Networkの略。ネット監視や検閲・ブロッキングを回避するためのツール。

入しやすい物事については、党・政府（≒メディア）の言うことを信用しようとはしないし⁸⁴⁾、何より自らの生死に関わる物事に沈黙する訳にはいかない。武漢・西安・深圳・長春そして上海……等々、大規模・長期間のロックダウンが続く中で⁸⁵⁾、人間性の危機乃至喪失とも言うべき事態、そして暴動にも似た激しい衝突は、少なくとも海外メディアや SNS（すぐに消去されるが）などを見る限り、各地で頻発しているようだ。

ただこの状況下でも、全国のメディアには「真善美」と「偉光正」が満ち溢れ、情報空間は「正能量」で満たされている⁸⁶⁾。きっとこれも「民のため」、ということなのだろう。だが、誰がこのようなものを見るのだろうか。そもそもこれが向けられた「人民」とは誰なのだろうか。

正にロックダウンされた街で「ゼロ・コロナ」が祝われるように、「全過程人民民主」が高らかに賛美される世界に、人の姿はない。否、そもそも人など必要ないのだ。「人民」が「家の主」である「真の民主」が行われている限り。

84) 例えば 2022 年 4 月 21 日に江西省南昌市政府やメディアは一斉に、ロックダウンの「噂」を完全否定し、併せて市内の食糧備蓄は豊富で店には在庫が余っている、と報じたが、市民はそれを全く信用せず、食糧を求めて店に殺到する事態となっている (<https://www.soundofhope.org/post/614558> 参照。なお僅か 6 時間後にロックダウンした)。また「徐州鉄鏈女」事件（誘拐され売買された女性が 8 人の子を産まされ、しかも鉄枷につながれていた）は冬季五輪を遥かに超える注目を集め、当局政府はやはり「噂」を完全否定したが人々の追及は止まず、結局事件が明るみに出ている (<https://www.bbc.com/zhongwen/simp/chinese-news-60345409> など)。

85) https://www.democracynow.org/2022/4/18/headlines/china_puts_400_million_on_lockdown_as_it_struggles_to_maintain_zero_covid は、同時点で 4 億近い人々がロックダウン下にあると指摘している。

86) 人民日報はその極致で、武漢が極度の混乱の最中 2020 年 2 月 29 日 1 面トップは「総書記が我が家に来られた——私たちの日々は蜜のように甘い」である（訪れたのは黒竜江省の農村、しかも 2 年前の話）。また上海の状況が悪化の一途を辿る 2022 年 4 月 10 日 1 面トップは「夢をかなえてさらに先へ」、その隣は「心は祖国に、志は高く」である（数日前に行われた五輪表彰会での習近平演説など）。